

試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

		事業年度	法人名		
試験研究費の額		1		円	
控除対象試験研究費の額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額	2			
	(1)のうち試験研究費の総額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3			
	控除対象試験研究費の額 (2) + (3)	4			
	平均売上金額 (別表六(十)「5」)	5			
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(5)}$		6			
税額控除割合の計算	平開成始した年4事業年度の日の前場に合	7	0.1		
	増減試験研究費の額 (別表六(十)「10」)	10		円	
	増減試験研究費の額 (1) - (10)	11			
	増減試験研究費割合 $\frac{(11)}{(10)}$	12			
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の①」)	21			
	法人税額の特別控除額 (20) - (21)	22			
試験研究費の額		1		円	
平均売上金額 (別表六(十)「5」)		5			
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(5)}$		6			
平開成始した年4事業年度の日の前場に合		7	0.1		
増減試験研究費の額 (別表六(十)「10」)		10		円	
増減試験研究費の額 (1) - (10)		11			
増減試験研究費割合 $\frac{(11)}{(10)}$		12			
調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の①」)		21			
法人税額の特別控除額 (20) - (21)		22			
試験研究費の額		1		円	
平均売上金額 (別表六(十)「5」)		5			
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(5)}$		6			
平開成始した年4事業年度の日の前場に合		7	0.1		
増減試験研究費の額 (別表六(十)「10」)		10		円	
増減試験研究費の額 (1) - (10)		11			
増減試験研究費割合 $\frac{(11)}{(10)}$		12			
調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の①」)		21			
法人税額の特別控除額 (20) - (21)		22			

## 別表六（六）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）又は平成29年改正前の措置法第42条の4第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「試験研究費の額1」には、当期の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を記載します。

なお、試験研究費に充てるために他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その支払を受ける金額を控除した金額を記載します。

「(12) > 5 % の 場 合

3  $\frac{9}{100} + ((12) - \frac{5}{100}) \times 0.3$  13 は、  
(小数点以下3位未満切捨て)  
(0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14) 」

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度にあつては「0.1又は」を消し、同年4月1日以後に開始する各事業年度にあつては「又は0.14」を消します。

「税 額 控 除 割 合  
4 (13)又は(14) 15 は、当該事業年度が  
(10) = 0の場合は0.085) 」

措置法第42条の4第8項第4号に規定する設立事業年度である場合には、「0.085」と記載します。

5 「(6) > 10%の場合の特例加算割合18」は、当該事業年度が平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度である場合（別表六（九）「19」の欄に金額の記載がある場合を除きます。）にのみ記載します。